

「地域の役を見直す会」
のまとめ



栗石町4地区別地域づくり会議
栗石地区

雫石地区地域づくり会議
「地域の役を見直す会」のまとめ



第一回「地域の現状について」 令和元年9月11日(水)

第二回「区長とは」 令和元年10月16日(水)

第三回「区長業務について」 令和元年11月13日(水)

第四回「新区長制度について」 令和二年2月5日(水)

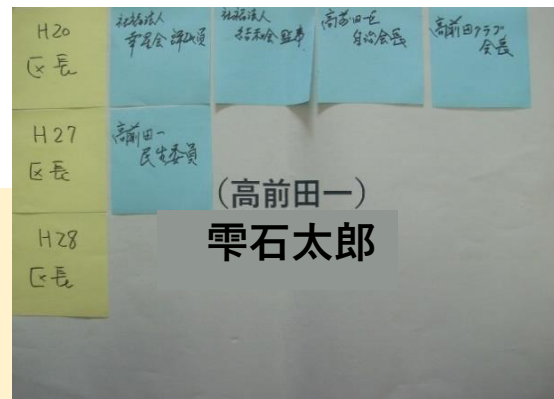
第一回「地域の現状について」 令和元年9月11日(水)

雫石地区では、まず既存の“役”を整理して、それから新しい取り組みに向かっていこうという考えから、地域の区長経験者さん8名をメンバーとして“地域の役を見直す会”という形で今年度開催をしました。

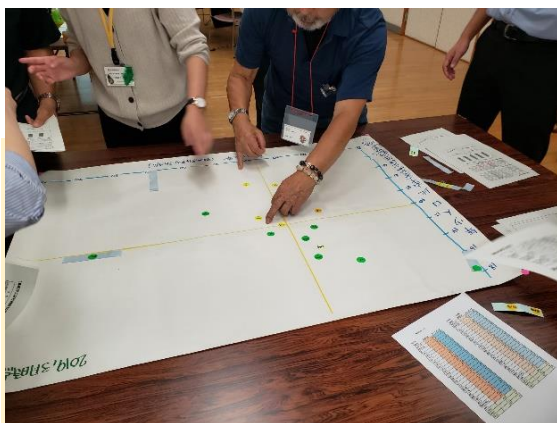


“役”の見える化

まず初めにメンバーの自己紹介を兼ねて、参加者の方々が持っている“役”を付箋に書いていただきました。地域の皆さんは区長経験のほかにも**たくさんの“役”**をもっていました。

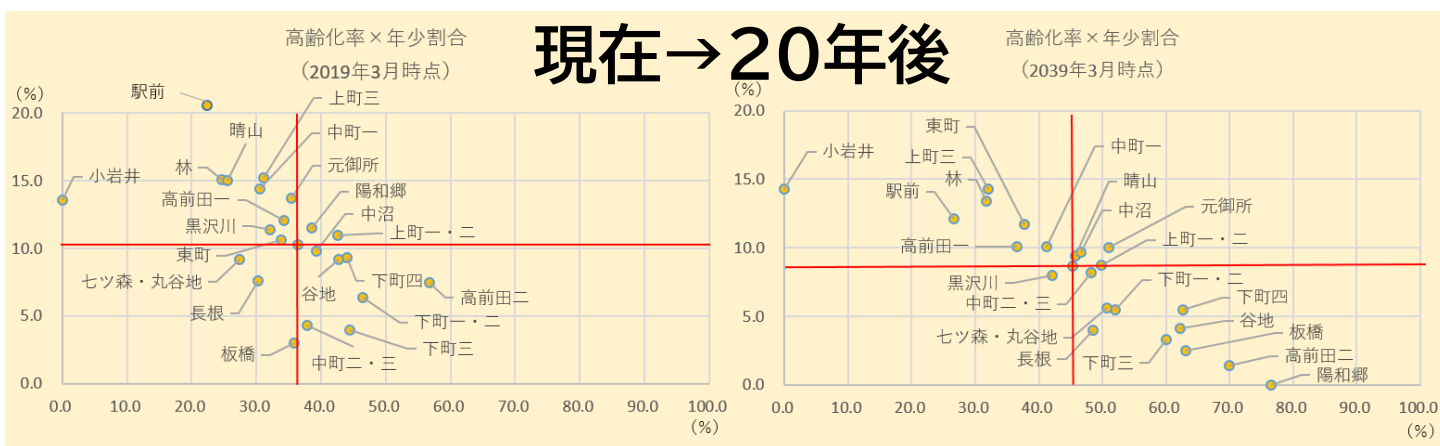


A3用紙に名前と“役”を貼りだしていただきました



“将来”の見える化

自分たちの住む行政区ごとに“現在”と“20年後”の高齢化率と年少割合をグラフに落とし込みました。雫石町全体でみると**“少子高齢化”**が進みますが、各行政区ごとで見ると人口が増える地域もあります。地域ごとの状況を見る必要があります。



地域の方はすでに多くの“役”を抱えていることがわかりました。この先の将来“地域”はどんどん厳しくなっていく現状もわかりました。新しい取り組みが必要ですが、まずは現在の**“役”を整理**することから始めることにしました。



これから来る時代に備え、地域の行事や“役の見直し”が必要

第二回「区長とは」 令和元年10月16日(水)

“地域の役を見直す”といっても、地域には様々な“役”があります。今回はより具体的な成果に結びつけるため“区長の役”を取り上げて、“役の見直し”を進めることにしました。



1, “区長”とは？

ひとことに“区長”と言っても、地域の組織の形態により様々な“区長”がいることがわかりました。



皆さん区長



区長本来の業務の明確化が必要



“役割”の見える化

地域の業務には組織の形態により“区長の業務”“自治会長の業務”“公民館長の業務”にばらつきがあることがわかりました。

	区長	自治会長	公民館長
一般的と思われる役割	行政とのパイプ役 区長配布の配布・仕分け 集金等の取りまとめ 会議等の出席依頼に対応	役員会 事務局との連絡調整 自主防災 進路支援 お互い様情報交換会	施設管理 公民館のカギ管理 公民会費集金 掃除当番決め、当番表配布 公民館なし(上町三)
これはだれの業務かな？	行政区の会費の集金 住民の声を行政へ伝える 道路愛護 体育行事の参加 公民館のカギ管理 夏祭りの開催	一人暮らし見守り(高前田一) 登下校見守り 転入管理(上町一二) 防犯灯の球交換 地域の道路補修依頼	広場の草刈り 体育行事の推進 夏祭り 新年会
こんなこともやってます！	冠婚葬祭(林・中町一) 小言を聞く係(中町一) 行事にはほぼ参加(晴山)	空き家の管理(高前田二) 消火栓などの地域点検(林) 住民のもめ事の仲介(上町三)	土地の契約担当(中町一) 運動会のおにぎり(晴山)
グッドアイデア	防災訓練とBBQと一緒に開催(上町三) 自主防災活動と収穫祭でさつまいもを一人暮らしへ配布(黒沢川) グラウンドゴルフで親子スポーツ(林) イワナのつかみ取りやミスキだんごなど(林)		

“組織”の見える化



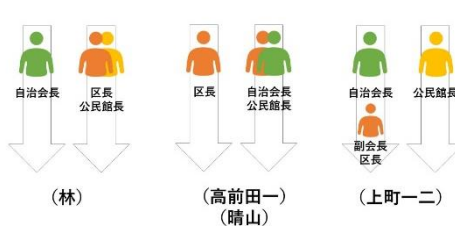
組織の見える化

各行政区の組織のイメージ図を作成していただきました。さまざまな形が見られましたが、大別すると3つのタイプに分類されました。皆さんの行政区はどのタイプに当てはまりますか？

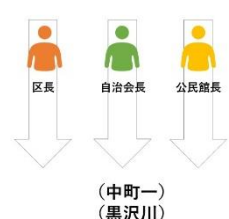
ワントップタイプ



ツートップタイプ



スリートップタイプ



“区長”“自治会長”“公民館長”それぞれの役割と業務を明確化したうえで、棚卸しが必要

第三回「区長業務について」 令和元年11月13日(水)

第二回により区長・公民館長・自治会長の本来の役割を明確にし、その中から“区長の業務”についてのご意見を伺いました。いただいたご意見は令和二年度から実施される“新区長制度”の改正への参考意見にさせていただきました。



問1

区長業務の頻度や量はどのように思いますか？

1.多い



2.適量

3.その他

全員が“報酬に対しての区長業務量は適当”と回答しましたが、報酬をもらえない部分での業務負担の多さも指摘されました。



問2

役職の名称については、どう思いますか？



1.区長



2.行政連絡員



3.その他

“長”としての名称が良い、“事務員”としての名称が良い場合など組織の形態によって区長に求められる名称も異なるようです。



問3

配布物の受け取り窓口は、どこが良いですか？



1.団体



2.個人

3.その他

団体で受けたほうが班長にも報酬を分配できるという意見や組織の形態が様々で団体で受けるのは難しいなどの意見が出されました。



問4

いままで経験した中で、「これは区長業務ではない」と感じたことについて教えてください？



防犯灯の点検
街路灯の球切れ



ふるまい酒の人選



様々な相談を
持ち込まれる



保険の申し込み



敬老会の仕分け作業



居住実態のない人や
住んでいるが住所が
ない人の取り扱い

令和二年より区長制度が変わります

地方公務員法の改正により、“区長”の身分が「非常勤特別職の地方公務員」から「私人」の有償ボランティアに変わります。また区長への謝礼金を“個人”で受け取るほかに“団体”で受け取ることも可能になります。その結果団体の中で謝礼金の配分を決めたり、団体の中で業務の役割分担なども可能になります。謝礼を分配することにより副区長などの設置も可能となります。

第四回「新区長制度について」 令和2年2月5日(水)

令和二年度から実施される“新区長制度”の改正への説明を行いました。新制度についての改正ポイントなどをより深く補足説明するとともに、分かりにくい点などのご意見をいただきました。また今後地域や自治会などで勉強会や円卓会議などで取り上げたいテーマなどの意見交換をしました。

“行政区長制度改正に関するQ&A”をご覧ください！

地域づくり推進課にて配布しております。



新制度でこんなことも可能に！

今回の改正の大きな改正ポイントは区長を“私人”ではなく“**団体**”でも受けることが可能になった点です。これにより様々な地域の実情に合わせた運用が可能になります。下記に上げる例はあくまでも一例です。

団体
行政区
公民館
自治会



事務



地域で人を雇い保険・事務・
経理などを一括してやってもらう



副区長



班長



集金係



地域で役割に応じて、報酬を分配する



子ども会



子ども会で区長配布を請けて
子ども達が配布を行う
地域の見守りの一緒に！



今後、どんなことについて“勉強会”や“円卓会議”を実施していきたいですか？



自分の地区にあった
保険について



補助金について



他の行政区の
情報が欲しい



税務に関する勉強会



勉強会よりも交流会が大切



自治会・町内会・
コミュニティの違いって何？



来年度以降も“勉強会”や“円卓会議”などを定期的に行なっていきたいと考えております。